

## つくば市立春日学園義務教育学校 学校保健委員会 実施細則

- 1 本会は、「つくば市立春日学園義務教育学校保健委員会」と称する。
- 2 本会の事務局は、つくば市立春日学園義務教育学校内におく。
- 3 本会は、学校と家庭・地域社会等が連携し、学校における健康・安全等の問題を研究協議し、児童生徒の健康問題解決や健康づくり、安全対策を推進することを目的とする。
- 4 本会は、前項の目的を達成するために下記の事業を行う。
  - (1) 学校保健計画及び学校安全計画の審議と実施
  - (2) 学校保健安全の向上発展に必要な調査研究及び審議
  - (3) 学校保健安全環境の整備
  - (4) その他、本会の目的達成に必要な事項
- 5 本会は、下記の者をもって、構成する。
  - (1) 学校担当医【学校医（内科・眼科）・学校歯科医・学校薬剤師】
  - (2) 学校教職員
  - (3) 保護者
- 6 本会は、必要に応じ、児童生徒及び地域代表を、構成員に加えることができる。
- 7 本会には、下記の役員をおく。
  - (1) 委員長 1名【学校長】
  - (2) 副委員長 4名【PTA代表・副校長（1）教頭（2）】
  - (3) 専門委員 10名【学校医（内科・眼科）・学校歯科医・学校薬剤師】
  - (4) 幹事 4名【保健主事（2）・養護教諭（2）】
  - (5) 書記 1名【養護教諭】
- 8 役員は、委員会において選出する。
- 9 役員の任期は、1年とする。ただし再任は妨げない。
- 10 本会の定例会は、7月・11月・2月に開催することとする。ただし、11月は、講演会とする。また、必要に応じ、随時開催することができる。
- 11 本会の役員会及び委員会は、委員長が招集する。
- 12 本会に小委員会を設け、学校教職員をもって、組織することができる。
- 13 本会の記録は、事務局にて保管する。
- 14 本会の実施細則は、委員長が提案し、役員半数以上の同意により改廃することができる。